

松伏町廃棄物減量等推進審議会傍聴要綱

第1条 松伏町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、町民の町政に対する理解を深め、町政の実現を一層推進することを目的とする。

第2条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、審議会の長は、松伏町情報公開条例（平成16年条例第25号）第6条各号の規定に該当する情報が含まれる事項について、非公開の理由を明確にし、非公開の会議を開くことができる。

第3条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- （1）会議名
- （2）開催日時
- （3）開催場所
- （4）出席者の氏名
- （5）会議の議題
- （6）傍聴者数（会議で傍聴者がいた場合）
- （7）非公開の理由（会議を非公開とした場合）
- （8）審議の概要
- （9）その他

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して、職員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

第5条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許可しない。

- （1）酒気を帯びていると認められる者
- （2）会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- （3）その他審議会において傍聴を不適当と認める者

第6条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を抽選することができる。

第7条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）みだりに傍聴席を離れること。
- （2）私語又は談話若しくは拍手等を行うこと。
- （3）議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- （4）飲食又は喫煙を行うこと。
- （5）帽子をかぶること。
- （6）その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第8条 傍聴人は、審議会が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は、審議会の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、令和５年１２月１９日から施行する。